

第４回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について

第１ 現行制度の運用状況

１ 刑事訴訟事件関係

現行法上，被害者等が刑事裁判手続に参加する手段として，意見陳述（刑事訴訟法第２９２条の２）の制度がある。

平成１２年１１月から平成１７年３月までの間に，この制度を利用して公判期日において意見陳述をした被害者等の数は２２５９名，意見陳述に変えて意見を記載した書面を提出した被害者等の数は５５０名である。なお，意見陳述の申出が認められなかった被害者等の数は，１９名である。

２ 少年保護事件関係

平成１２年の少年法の改正により，犯罪被害者等への配慮の充実を図るための諸制度が設けられ，その平成１３年４月１日から平成１７年３月３１日までの運用の状況は別添資料のとおりである。

第２ 具体的な施策の要望に対する考え方

１ 「 公訴参加制度の導入等」関係

(1) 公判に視覚的な工夫を取り入れ、審理内容を誰にでもわかりやすいものとする。

裁判員制度の導入に向けて，検察庁，弁護士会とも協力して，公判審理を分かりやすいものとするための工夫を検討しているところであり，犯罪被害者等に対する配慮という観点からも，この取組を一層進めてまいりたい。

(2) 公判中の録音を許可すること。

公判廷での録音を許可した場合，証人が安心して証言することができなくなる等の弊害がある。したがって，被害者からの申出であるか否かを問わず，公判中の録音を許可することには極めて慎重な検討が必要である。

(3) 起訴状、冒頭陳述書、判決、控訴趣意書を犯罪被害者に交付すべきではない

か。

訴訟記録は、被告事件の終結までは何人にも閲覧させないのが原則である（刑事訴訟法第47条、第53条）。犯罪被害者等については、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条により閲覧又は謄写をすることが可能とされているので、これらの書類についても、同法の定める手続に従って閲覧、謄写していただくことになる。

(4) 開廷日時の決定に際しては、犯罪被害者の意見を聴取すべきではないか。

公判期日については、迅速裁判の要請、訴訟関係人がなすべき訴訟の準備等を考慮して裁判長が決定するものである。運用上、犯罪被害者等からあらかじめ申出があり、かつ、適正かつ迅速な裁判を実現する上で支障がなければ、その希望をも考慮して決めるということはあるところであるが、犯罪被害者等のすべてが傍聴を希望される訳ではなく、中には、裁判所から連絡を受けること自体を望まない方もおられるように思われる。したがって、開廷日時の決定に当たり、一律に犯罪被害者等の意見を聴取するという扱いは相当でないように思われる。

2 「 少年保護事件への参加等 」 関係

(1) 少年事件であっても、被害者が死亡したり重大な障害を負った場合には、刑事手続をとるべき。

平成12年の少年法の改正により、家庭裁判所は、犯行時16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に係る事件（例えば、殺人、傷害致死等）については、原則として、検察官に送致しなければならないこととされている（少年法20条2項）。また、そのような罪に当たらない事件であっても、家庭裁判所が刑事処分を相当と認めるときは事件を検察官に送致することができることとされており（同法20条1項）、被害の重大性という要素は、検察官送致をするかどうか判断するに当たって大きな要素となっている。なお、事件が検察官に送致されると、検察官は原則として起訴を強

制されている（同法４５条５号）。

(2) 少年事件においても 刑事裁判と同様の事実認定の実施と 情報提供をしてほしい。

（ について ）

非行事実について正確な事実認定を行うことが要請されているという意味では、少年審判も、刑事裁判と同様の要請がされている。これまでも家庭裁判所としては正確な事実認定に努めてきたが、平成１２年改正少年法によって、検察官の少年審判への関与、３人の裁判官（合議体）による審理、観護措置期間の延長、検察官による抗告受理の申立てなど、事実認定手続をより適正化するための整備がされた。

各家庭裁判所においては、非行事実の認定上問題がある場合には、検察官を関与させて多角的な視点から証拠を検討したり、合議体による審理を行って一層慎重に判断をするなどして適正な事実認定を行っているものと認識している。

（ について ）

平成１２年改正少年法により、犯罪被害者等への配慮の充実を図るために、
・犯罪被害者等による記録の閲覧・謄写（同法５条の２）及び 犯罪被害者等に対する審判結果（理由の要旨を含む。）等の通知（同法３１条の２）の制度が設けられた（別添資料１頁及び３頁参照）。

各家庭裁判所においては、犯罪被害者等からこれらの制度を利用したいとの申出があった事案のほとんどで申出の趣旨に沿った閲覧・謄写を認めたり、あるいは、審判結果等の通知を行うなど、犯罪被害者等への情報提供に努めているものと認識している。

(3) 少年審判で質問権、意見陳述権を認めてほしい。

平成１２年改正少年法により、犯罪被害者等が、裁判官又は家庭裁判所調査官に対し、被害に関する心情その他の事件に関する意見を陳述することが

できる制度が設けられた（同法９条の２）。意見を陳述する方法には，少年の同席する審判廷で意見を陳述する方法，少年の同席しない場で裁判官又は家庭裁判所調査官が意見をうかがう方法があるが，どの方法によるかは原則として犯罪被害者等の希望に沿うよう運用されているものと承知している（別添資料２頁参照）。

なお，このほかにも，家庭裁判所では，犯罪被害者等の心情等に配慮しながら，家庭裁判所調査官が被害状況，被害感情等について書面であるいは直接うかがって，その声を少年や保護者に伝えるなどして，調査，審判に反映させるべく様々な工夫を行ってきた。

これらの制度の適切な運用に引き続き努めるとともに，犯罪被害者等からのお話をうかがうことの重要性について理解を深めるための研修等を，さらに充実させてまいりたい。

(4) 死亡事件や重篤な事件に係る少年審判において被害者の傍聴権を保障してほしい。

裁判所としては，立法政策についてはコメントする立場にはないが，犯罪被害者等による少年審判の傍聴については，次のような問題があるものと認識している。

すなわち，犯罪被害者等が少年審判を傍聴した場合には，少年が供述をしなくなったり，犯罪被害者等を意識した供述をするおそれがあり，そうなること，非行事実の認定に困難を来したり，少年の供述の信用性が判断しづらくなることが考えられる。また，少年や保護者等の関係者が，犯罪被害者等が同席するところで，プライバシーに関する事項等について発言することをためらい，家庭裁判所が要保護性に関する必要な情報を得にくくなることで，少年が非行に至った原因を解明しづらくなるということも考えられる。こうした場合，真相が十分に解明しきれなくなる結果，適正な処遇選択をすることが困難になるおそれがあることは否定できない上，審判廷でのやりとりが

表面的になって少年の内省の深化が妨げられるおそれがあり，その結果，少年の再非行の防止を図ることで社会の安全を守ることが難しくなるおそれもある。

さらに，少年審判は，審判期日が事件発生から間もなく，少年や犯罪被害者等の気持ちの整理がついていない時期に開かれる上，仕切りなどもないこぢんまりとした審判廷で行われるため，加害少年と犯罪被害者等がその審判廷に同席すると，少年が犯罪被害者等に対して暴言を吐いたり暴行を振るうおそれがあり，また，心身共に痛手を負っている犯罪被害者等に対して被害当時の状況を再び想起させて無用な負担や二次的被害を与える心配があるなど，不測の事態が発生するおそれもある。

記録の閲覧・謄写，審判結果等の通知及び意見の陳述の制度を適正に運用したり，犯罪被害者等のお話をうかがうことに力を入れていくことによって，事件の内容等を知りたいという犯罪被害者等の御要望や，被害に関する心情等を家庭裁判所の調査，審判に反映させたいとの御要望に配慮してまいりたい。

3 「 刑事司法手続に関する情報提供の充実」関係

犯罪被害者等の必要情報（警察・検察・裁判所での）提供を一本化する。

犯罪被害者等から照会があった場合，裁判所における手続に関する情報については，適宜情報提供をしてきているところであり，今後ともできるだけニーズに応えられるよう配慮してまいりたい。

4 「 その他刑事司法の充実等」関係

(1) 裁判所は，被害者の立場や心情を理解していないのではないか。

(2) 量刑が軽すぎるのではないか。

個々の裁判の当否については，事務総局としては，コメントする立場にない。

一般論としていえば，各裁判所において，個々の事案に応じて，適正な事

実認定，量刑を行うよう努めているものと認識しており，仮に誤りがあった場合には，上訴制度により是正されているものと認識している。

なお，犯罪被害者等基本法第１９条の趣旨を踏まえ，公判等の過程において，犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ，犯罪被害者等の負担が軽減されるよう，犯罪被害者等の心身の状況，その置かれている環境等に関する理解を深めるための研修等を，さらに充実させてまいりたい。

犯罪被害者等への配慮の充実を図るための諸制度

～平成１３年４月１日から平成１７年３月３１日までの運用状況～

(表１)

	閲覧・謄写	意見陳述	結果等通知
申出人数	2318	672	2595
認	2286	653	2571
否	32	19	24

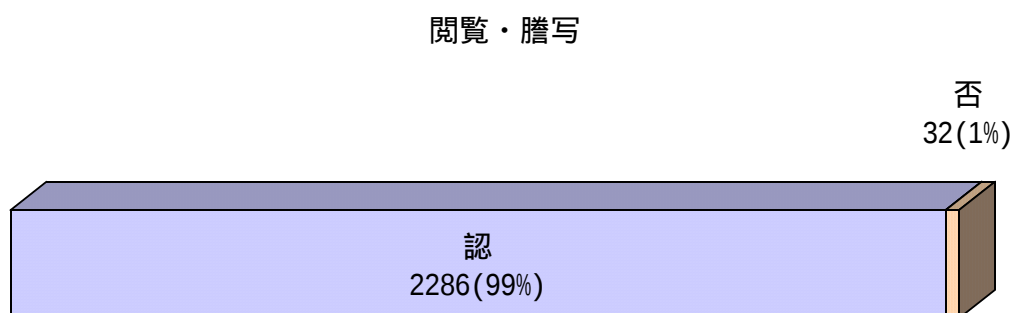
(注) 数字はいずれも平成１３年４月１日から平成１７年３月３１日までに家庭裁判所に申し出た人数である。

１ 事件記録の閲覧及び謄写（少年法５条の２）

平成１２年改正少年法により，犯罪被害者等の申出により，審判の係属中も含め，事件記録の閲覧及び謄写を認める制度が導入された。

表１のとおり，平成１３年４月１日から平成１７年３月３１日までの事件記録の閲覧又は謄写の申出人数は２３１８人であり，そのうち２２８６人が閲覧又は謄写を認められている。

閲覧又は謄写が認められなかったのは，審判開始決定がされなかったことによるもの，法定の申出資格がない者からの申出であったことによるものなどである。

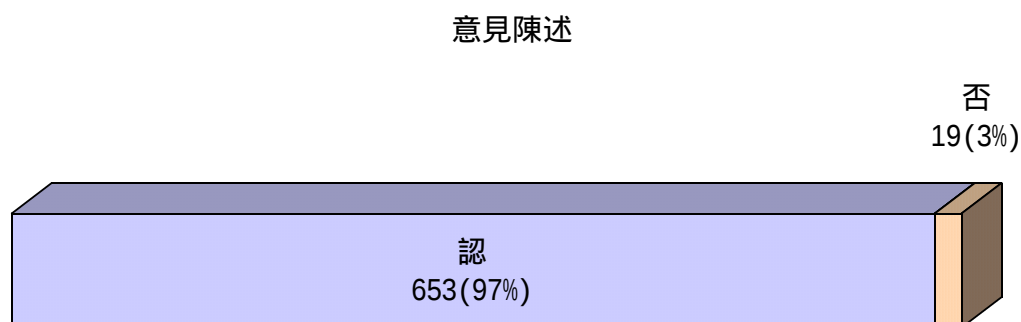


2 犯罪被害者等からの意見の陳述（少年法 9 条の 2 ）

犯罪被害者等の申出により，犯罪被害者等が，裁判官又は家庭裁判所調査官に対し，被害に関する心情その他の事件に関する意見を陳述することができる制度が導入された。

表 1 のとおり，平成 13 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの意見の陳述の申出人数は 672 人であり，そのうち 653 人について意見の陳述が実施されている。

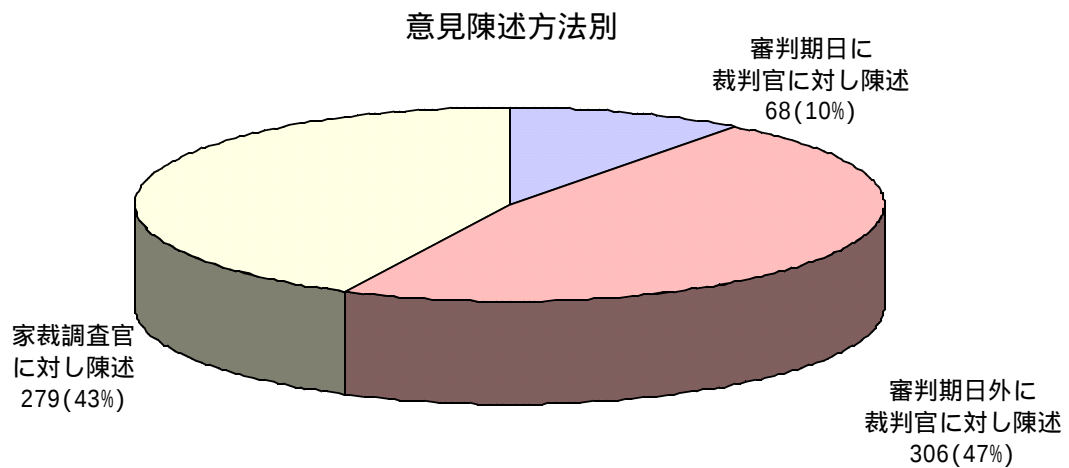
意見陳述が実施されなかったのは，事件終局後に申出があったことによるもの，法定の申出資格がない者からの申出であったことによるものなどである。



犯罪被害者等の意見陳述の方法は，裁判官に対し審判期日において陳述する，裁判官に対し審判期日外で陳述する，家裁調査官に対し陳述するという三つの方法があるが，陳述方法別の内訳は表 2 のとおりである。どの方法によるかは，原則として犯罪被害者等の希望に添うよう運用されている。

（表 2 ）

意見陳述合計	裁判官に陳述	審判期日で		家裁調査官に陳述
		審判期日で	審判期日外で	
653	374	68	306	279

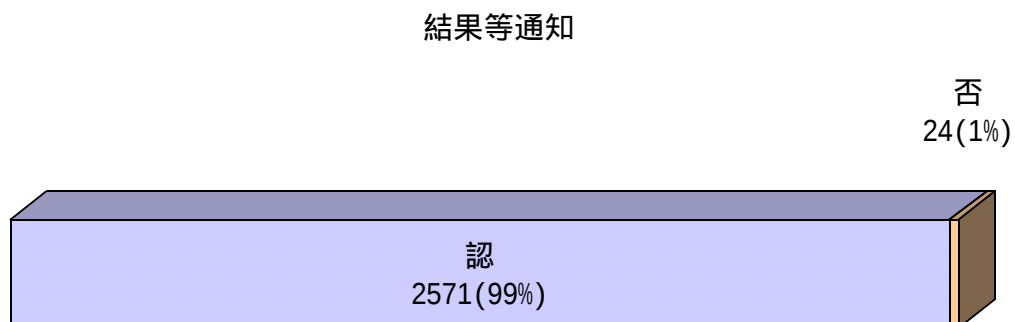


3 審判結果等の通知（少年法 31 条の 2 ）

犯罪被害者等の申出により，家庭裁判所が審判の結果等を通知する制度が導入された。通知する内容は，少年及びその法定代理人の氏名及び住居，決定の年月日，主文及び理由の要旨である。

表 1 のとおり，平成 13 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの審判結果等の通知の申出人数は 2595 人であり，そのうち 2571 人について通知がされている。

通知がされなかったのは，法定の申出資格がない者からの申出であったことによるものなどである。



第4回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について（2）

「不起訴事案に関する情報提供」関係

不起訴処分になった場合、検察審査会に訴えたとしても、検察の言い分しか聞いてもらっていないように感じるがあった。

→ 検察審査会は、選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員によって構成され、その職権は独立して行うものとされている（検察審査会法3条）。このように、検察審査会は、検察庁とは全く別個の独立した機関であり、検察の言い分しか聞いていないということはないものと認識している。

参考に、平成12年から平成16年までの全国の検察審査会における審査実績は別表のとおりであるところ、例えば、平成16年においては、既済事件のうち実質的な判断がなされた2172件中、141件（6.49%）が起訴相当又は不起訴不当の議決となっている。

なお、平成12年の検察審査会法の改正により、被害者等の審査申立人は、検察審査会に対し、意見書又は資料等を提出することができるようになった（同法38条の2）。さらに、平成16年の同法の改正によって、検察審査会の権限が強化され、一定の場合には、起訴をすべき旨の議決をすること（起訴議決）も可能とされ、平成21年までに施行されることになっている（同法41条の6）。

(別表)

既済事件数等一覧表

事項 \ 年次	平成12年	13	14	15	16
起 訴 相 当 , 不 起 訴 不 当	108	150	139	145	141
不 起 訴 相 当	1,468	1,740	1,679	1,792	2,031
その他 (審査打切り, 申立却下,移送)	373	296	320	359	405
合 計	1,949	2,186	2,138	2,296	2,577

第4回犯罪被害者等基本計画検討会の構成員意見について

1 「 公訴参加制度の導入等」関係

- (1) 起訴状，冒頭陳述書，判決，控訴趣意書については，既にこれを出している裁判所もある上，メディアには直ちにコピーして渡している事実があるから，差し障りはないのではないか。（大久保構成員意見）**

→裁判所が起訴状や冒頭陳述書等のコピーをメディアに提供している事実があるとは承知していない。ただし，口頭で言い渡された判決の内容について，当事者や報道機関等が理解しやすいように，各裁判体の判断において，判決の要旨を作成することがあり，これを被害者等にも交付した例は少なくないと認識している。

犯罪被害者等が，起訴状，冒頭陳述書，判決書，控訴趣意書の写しの入手を希望される場合には，犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第3条による謄写の手続によっていただいている。

- (2) 開廷日時の決定に際しては，希望する被害者の要望は採り入れていただきたい。（大久保構成員意見）**

→犯罪被害者等が，検察官を通じるなどして，公判期日についての希望を述べられれば，適正かつ迅速な裁判を実現する上で支障がないかぎり，その希望をも考慮して公判期日を決めるということは，運用上あり得るところである。

2 「 少年保護事件への参加等」関係

死亡事件や重篤な事件に係る少年審判において被害者の傍聴権を保障してほしい。

（大久保構成員意見）

→少年審判は，非行事実に関する事項とプライバシーに関する事項とが密接不可分に結び付いたものとして審理が進められるが，犯罪被害者等が少年審判を傍聴した場合には，犯罪被害者等を意識した供述をするおそれがあるほか，プライバシーに関する事項について，少年等の関係者が犯罪被害者等の前で発言

することをためらうおそれもある。そうすると、家庭裁判所としては、適正な処遇選択をすることが困難になり、少年の再非行の防止を図ることで社会の安全を守ることが難しくなるおそれがあることを否定できない。また、不測の事態が発生するおそれもある。このような観点から、憲法上公開が要求されている刑事裁判と異なり、少年法は少年審判を非公開としているものと認識している。

犯行状況や動機等を知りたいという要望については、平成12年改正少年法によって設けられた諸制度を適正に運用したり、犯罪被害者等からお話をうかがうことに力を入れていくことによって、今後とも早期にそれらの情報が十分提供されるよう努め、犯罪被害者等に対する配慮の一層の充実を図ってまいりたい。

3 「 その他刑事司法の充実等」関係

裁判所ではどのような研修会を行っているのか、職種別の研修内容を教えていただきたい。（大久保構成員意見）

→裁判所における職種別の研修内容については、別紙「裁判所における被害者の方々への配慮等に関する職員研修等」（第3回犯罪被害者等基本計画検討会における資料7別紙と同じ）に記載のとおりである。

最高裁としては、これらの研修の成果が全国のすべての裁判官や職員に浸透するよう、研修内容等につき、より一層充実を図っていきたいと考えている。

裁判所における被害者の方々への配慮等に関する職員研修等

1 裁判官に対する研修等

- (1) 司法研修所における裁判官に対する研修において、専門家を招き、犯罪被害者の心理について理解を深める特別のカリキュラムを設けている。平成17年度においても、同様のカリキュラムを実施する予定である。

過去の実施例 平成12年度特別研究会

平成13年度高裁判事実務研究会

少年実務研究会

平成14年度刑事実務研究会

平成17年度の実施予定 平成17年度刑事実務研究会

特別研究会

- (2) 司法研修所において判事補、判事任官者及び簡易裁判所判事全員を対象とする研修や、刑事事件担当裁判官、少年事件担当裁判官を対象とした各種研究会において、講義の中で、被害者保護関連二法により導入された諸制度の趣旨・内容や、被害者等への配慮の在り方について取り上げている。
- (3) 最高裁判所や各高等裁判所が主催する刑事事件担当裁判官協議会において、被害者関連二法により導入された諸制度の運用や被害者等への配慮の在り方について協議問題が出題され、議論されている。

2 裁判所職員に対する研修等

- (1) 裁判所職員総合研修所における裁判所職員に対する研修は次のとおりである。

ア 書記官に対する研修

(ア) 平成17年度に「犯罪被害者への配慮の在り方」をテーマとして中堅書記官を対象にした研修を実施する。

(イ) 書記官養成時の研修及び書記官任官直後の研修、刑事事件担当書記官等の研修等において、講義の中で被害者保護関連二法により導入された諸制度の趣旨・内容や、被害者等への配慮の在り方について取り上げている。

イ 家裁調査官に対する研修

(ア) 平成16年度少年実務研究会で、被害者の心情を理解した上で、その視点を考慮に入れた保護的措置の在り方についての研究を行い、結果を各庁に配布した。

(イ) 家裁調査官養成時の研修及び(ア)以外の研修においても、犯罪被害者の問題を取り上げ、犯罪被害者への配慮や犯罪被害者の視点を取り入れることの重要性についての意識を喚起するための講義を行っている。その中では、法律的な観点からの犯罪被害者についての理解を深めさせ、被害者の

方々と接する上での留意点についての研修を行っているほか、犯罪被害に関する外部の専門家による「犯罪被害者」という講義も設けている。

ウ 刊行物

書記官の実務研究「犯罪被害者等の保護のための諸制度に関する書記官事務の実証的研究」を平成16年12月に発刊し、各庁に配布して執務の参考に供した。

(2) 裁判所職員総合研修所の前身である裁判所書記官研修所及び家庭裁判所調査官研修所における研修は次のとおりである。

ア 裁判所書記官研修所における書記官に対する研修において、被害者保護をテーマに取り上げた。

例 平成13年度及び14年度刑事実務研究会

平成14年度少年実務研究会

イ 家庭裁判所調査官研修所における家裁調査官に対する研修において、被害者への配慮の在り方などをテーマとして取り上げる研究会を実施した。この研究会では、被害者相談等を行っているカウンセラー等を講師に招き、「犯罪被害者の心理」というテーマで講義を行ってもらうなどした。

例 平成13年度から15年度少年実務研究会

ウ 平成13年度に家裁調査官の実務研究として「被害を考える教室の実践と留意点（米国のヴィクティム・インパクト・パネルをモデルにした新しい方法）」をテーマとした研究を行い、結果を各庁に配布して執務の参考に供した。

3 司法修習生の修習

平成11年度から、犯罪被害者に関する講義が選択制のセミナーにおいて実施されるようになり、近年では、全修習生に必修の課程として、犯罪被害者保護に携わる弁護士の視点からの講義を実施するとともに、選択制講座として、大学教授による、犯罪被害者のおかれている現状、その心理と援助等について、具体的なケースを踏まえた講義が実施されている。